

軍議團側ハ當廳ノ注意警告ニ依リ相当自重シツ、アルヲ以テ
云既報後何等警察事故ナキモ前記ノ通り支涉停頓ノ状態ニ
在テ學將未悪化ノ傾向アリ嚴重注視中尚既報高輪署ニ檢撃
セル暴行嫌疑者三名ヲ其ノ後全署ニ於テ取調ノ結果直接ノ
暴行者ハ應援團員坂方製作所職工矢部博一名ニシテ他八直
接暴行ニハ関係ナキコト判明シ三名共客月二十六日一應身
柄ヲ釋放セリ

右及申(通)報候也

別記

聲明書

私共は東京市大森區堤方町二十二番地所在の株式會社 昭和製作所の従業員
であります。
當製作所は國防上最も重要な兵器の製造をなすつ、ある工場でありまして
私共は之が製造の爲めに日夜精勵、一意報告の精神を以て作業に従事して
あつてあります。
而してこの會社は近時營利を追求するの餘り悪性なる臨時工制度、時給給
負作業等、苛酷なる手段に依り勞働強化を圖りつ、あるのであります。
これが必然の結果として、嚴密精巧を絶對條件とする、國軍の生命とも云ふ可
き兵器が粗製濫造に陥り、遂には戦慄すべき手段による不合格品の紛出を計
るに至つたのであります。
また、苛酷なる勞働強化は健康を極度に阻害し、不正作業に應ぜざる職工は
直ちに懲首する等、生活不安を極度に感ずるに至つたのであります。
かくては非常時局に際し、國防の上、兵器の製造に支障を来すか如き事ある
やとはかり知れず、これが根本的腐敗を計る爲め、去る七月四日七名餘の特
選改善の勸諭書を提出した次第であります。
この事態を憂慮され、所轄大森警察署長、並み公憲兵分隊の調停斡旋之
ルあり、私共と主たる産業の性質に鑑み平和的解決に努力した爲め遂に會社側
の主張を多分に採用したる讓歩案即ち、別項勸諭書如く解決の運びに至つた
のであります。
然るに會社本學書は軍部了解の上御印をたし、去る七月廿五日の私共と
快くこれを承諾したること、意外にも會社